

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



52歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

マイナンバーカードを健康保険証に。手続きとメリット

登録はスマホからがおすすめ

こんにちは、高橋学です。医療機関や薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みのプレ運用期間が3月からスタートしました。今回は、事前に必要な手続きからご紹介しましょう。まずマイナンバーカードを取得し、専用サイト「マイナポータル」で健康保険証利用の申し込みをします(下図参照)。後は、マイナンバーカードを医療機関に設置されたカードリーダーに読み込ませれば、オンラインで保険資格が確認され、健康保険証の提示は不要となります。

いったんマイナンバーカードを健康保険証として登録すると、その後に別の健康保険に切り替えたとしても、マイナンバーカードを健康保険証として利用し続けることができます。就職や転職、引っ越しをした際も、新しい健康保険証の発行を待たずに、保険者の手続きが完了次第、医療機関・薬局での利用ができるようになります。また、マイナポータルから自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能になります。

メリットは多数。確定申告の医療費控除も簡単に

メリットは多数。カードリーダーによる認証で病院での受け付けが自動化され、今までに使った薬や特定健診等の情報も自動的に医師と共有できます。また、確定申告の医療費控除が簡単に済みます。

さらに、1カ月に窓口で支払った医療費が規定の上限額を超えた場合に超過分が還付される高額療養費制度の利用もスピーディーに。従来の手続きでは事前申請がない場合、一度全額を支払い、申請後に超過分が払い戻されますが、マイナンバーカードと健康保険証を一体化しておけば、窓口で限度額以上の支払いが免除されます。

マイナンバーカードを持ち歩くことで、個人情報の流出を心配する人もいるかもしれません。しかし、マイナンバーカードは万全のセキュリティ対策が取られており、紛失・盗難の場合も個人情報漏洩の心配は不要です。一方、健康保険証の手続き作業の軽減など企業側のメリットはしばらくはなさそうです。今後も社員入社時の保険証新規発行手続き、退職時の保険証返却手続きなどは必要です。 **M**

■ マイナンバーカードと健康保険証を一体化するには

- 1 「マイナンバーカード総合サイト」でマイナンバーカードの交付を申請
- 2 約1カ月で交付通知書が届く。指定の場所でマイナンバーカードを受け取る
- 3 「マイナポータル」サイトで「健康保険証利用」を申し込む
- 4 医療機関・薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざし、健康保険証として使用



※スマホでの利用申し込みの画面

■ 一体化のメリット

- 就職・転職・引っ越しをしても使い続けられる
- マイナポータルで自身の特定健診情報等が見られる
- 確定申告の医療費控除が簡単になる
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除される